

1742

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第三十號

農業生産統制令施行細則左ノ通定ム

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

農業生産統制令施行細則

第一條 市町村農會ハ農林大臣ノ定ムル様式ニ依リ農業生産計畫書ヲ作成シ毎年三月三十一日迄ニ知事ニ届出ツベシ
知事必要アリト認ムルトキハ期日ヲ定メ前項ノ農業生産計畫ノ補完ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 前條ノ農業生産計畫書ノ届出ハ町村農會ニアリテハ郡農會及縣農會ヲ市農會ニアリテハ縣農會ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

前項ノ農業生産計畫書ノ提出ハ町村農會ニアリテハ毎年三月二十五日迄ニ郡農會ニ郡農會ハ之ヲ取り纏メ三月三十日迄ニ

昭和十七年三月三十一日
第千三百二十號

火 曜 日

本報ノ太字ハ國定規格A5判

縣農會ニ提出スベシ

市農會ハ三月三十日迄ニ縣農會ニ提出スベシ

縣農會ハ郡農會及市農會ノ提出セル農業生産計畫書ヲ取り纏メ三月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

第三條 農業生産計畫ハ左記事項ニ付計畫ヲ樹立スベシ

- 一 重要農産物ノ生産數量又ハ作付面積
- 二 農業勞力ノ所要量及調整方法
- 三 役畜ノ所要頭數及利用方法
- 四 農機具ノ所要臺數及利用方法
- 五 其他知事ノ指定シタル事項

第四條 前條第一號ノ重要農産物ハ左記ノモノトス

- 一 稻 (水稻、陸稻)
- 二 麥 (小麥、大麥、裸麥)
- 三 甘 藷
- 四 馬 鈴 薯

鳥取縣公報 毎週日發行 (休日ニ當ル) 昭和十七年三月三十一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

- 五大 豆
- 六 麻 類 (大麻、苧麻、黃麻)
- 七 桑
- 八 其他縣ノ生産割當アリタル作物
- 九 牛馬豚、羊鶏、兔
- 一〇 繭

但シ前項第一號乃至第八號ノ中縣ノ生産割當ナキモノニ付テハ之ヲ除外スルコトヲ得

第五條 第一條ノ農業生産計畫書中部落別生産目標ニ掲グベキ作物ハ左記ノモノトス

- 一 稻 (水稻、陸稻)
- 二 麥 (小麥、大麥、裸麥)
- 三 甘 藷
- 四 馬鈴薯
- 五 大 豆
- 六 麻 類 (大麻、苧麻、黃麻)

第六條 市町村農會農業生産計畫ヲ樹立スルニ當リテハ農業生産統制令施行規則 (以下規則ト稱ス) 第三條ノ規定ニ依ルノ外

養畜ニアリテハ畜産組合、馬事團體、養蠶ニアリテハ養蠶業組合ト協議スベシ

第七條 農業生産統制令 (以下令ト稱ス) 第六條ノ規定ニ依リ市町村農會ノ行フ農作業ノ調整上必要ナル指示ヲナスベキ範圍ハ左ニ據ルベシ

- 一 作物品種ノ指示
- 二 作物時期ノ指示
- 三 作物順序ノ指示
- 四 左ノ農作業ノ共同作業ニ關スル指示

- (一) 耕起整地 (九) 採種
- (二) 播種 (十) 病蟲害防除
- (三) 苗代 (十一) 堆肥積込
- (四) 田植 (十二) 施肥
- (五) 除草 (十三) 草刈
- (六) 收穫 (十四) 乾草
- (七) 脫穀 (十五) 灌漑
- (八) 穀(麥)摺 (十六) 運搬

第八條 令第七條ノ規定ニ依リ市町村農會分統制ヲナスコトヲ得ル農機具ハ左記ノモノトス

- 一 農用原動機 (石油發動機、電動機、水力原動機、ガス發生源機、畜力原動機)
- 二 動力脱穀機
- 一〇 動力穀摺選別機

三 動力麥摺機 一一 人力槓桿式樽付噴霧器
 四 エンジンレヂカッター 一二 自動送込脱穀機
 五 動力揚水機 一三 畜力用碎土機
 六 畜力除草機 一四 製繩機
 七 動力噴霧機 一五 麻類剥皮機
 八 牽引機 一六 作溝機
 九 動力精米機

第九條 令第七條ノ規定ニ依リ市町村農會ガ農機具及役畜ノ統制ニ關シ指示ヲナス場合其ノ使用料ハ縣農會ノ定メタル金額ヲ基準トシテ之ヲ爲スベシ

第十條 規則第八條ノ農繁期ハ左ノ期間トス

郡市別	地域別	町	村	別	春季	秋季
岩美郡	山間部	蒲生村、大茅村、岩井町、成器村、小田村、福部村			自五月七	自五月二
					至六月十	至十一月
岩美郡	平坦部	倉田村、米里村、面影村、宇倍野村、東村、浦富町、本庄村、大岩村、津ノ井村			自六月一	自十月二
					至七月十	至十一月
岩美郡	山間部	池田村、上私郡村、若櫻町、佐治村、山郷村、智頭町(富澤區、土師區、那岐區、山形區ヲ含ム)			自五月十	自十月十
					至六月二	至十一月
八頭郡	山間部	大伊村、國英村、河原町、八上村、西郷村、散鼓村、大御門村			自五月二	自十月二
					至五月十五	至十一月

郡市別	地域別	町	村	別	春季	秋季
東伯郡	第一地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
東伯郡	第二地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
東伯郡	第三地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第一地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第二地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第四地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第五地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第六地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第七地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第八地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第九地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第十地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第十一地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第十二地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第十三地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第十四地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第十五地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第十六地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第十七地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第十八地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第十九地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第二十地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第二十一地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第二十二地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第二十三地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第二十四地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第二十五地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第二十六地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第二十七地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第二十八地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第二十九地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三十地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三十一地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第三十二地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第三十三地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三十四地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第三十五地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第三十六地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三十七地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第三十八地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第三十九地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第四十地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第四十一地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第四十二地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第四十三地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第四十四地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第四十五地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第四十六地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第四十七地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第四十八地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第四十九地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第五十地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第五十一地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第五十二地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第五十三地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第五十四地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第五十五地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第五十六地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第五十七地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第五十八地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第五十九地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第六十地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第六十一地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第六十二地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第六十三地域	上北條村、中北條村、下北條村、長瀬村、小鴨村、社村			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第六十四地域	安部村、入東村、丹比村、中私郡村、大村、用瀬町、社村、賀茂村、國中村、船岡村、隼村、下私郡村			自五月十	自十一月
					至六月二	至十一月
西伯郡	第六十五地域	神戶村、明治村、小鷲河村、日置村、勝部村、吉岡村、鹿野町、末恒村			自五月二	自十月二
					至六月二	至十一月
西伯郡	第六十六地域	日置谷村、中郷村、大郷村、入和村、東郷村、豊實村、寶木村、瑞穂村、松保村、青谷町、逢坂村			自五月二	自十月二
					至六月三	至十一月
西伯郡	第六十七地域	美穂村、勝谷村、正條村、大正村、湖山村、千代水村			自五月三	自十月十
					至七月八	至十一月
西伯郡	第六十八地域	旭村、竹田村、三朝村、三徳村、小鹿村、山守村、南谷村、矢送村、上小鴨村、北谷村、高城村			自五月十	自十月四
					至六月二	至十一月
西伯郡	第六十九地域	西郷村、日下村、淺津村、橋津村、柴村、宇野村、泊村、舎人村、東郷松崎村、花見村、難手橋町、古布庄村、上郷村、下郷村、赤崎町、安田村、以西村、成美村、下中山村、上中山村、倉吉町			自五月二	自十月二
					至七月五	至十一月
西伯郡	第七十地域					

日野郡	中部	川村、米澤村、日光村	自五月二十日起至六月三十日
	口部	江尾村、溝口町、八郷村、二部	自六月一日起至七月三十一日
鳥取市	村	鳥取市内一圓トス	自六月一日起至七月三十一日
	米子市	米子市内一圓トス	自五月二十日起至七月三十一日

第十一條 規則第十一條ノ農閑期ハ左ノ期間トス
 一月一日ヨリ二月二十八日ニ至ル期間トス
 前項ノ期間ハ鳥取縣下一圓ヲ區域トシ之ヲ適用ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

條 例

◇鳥取縣條例第一號
 昭和十四年三月鳥取縣條例第三號鳥取縣役肉用牛豫備登錄手續費條例中左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十七年三月三十一日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條中
 二 豫備登錄移動證明手数料一圓ニ付「金五十錢」ヲ「金二圓」ニ改ム
 三 豫備登錄證明書再交付手数料一件ニ付「金五十錢」ヲ「金三圓」ニ改ム
 四 豫備登錄證明書々換手数料一件ニ付「金五十錢」ヲ「金一圓」ニ改ム
 第四條ヲ削除ス

告 示

◇鳥取縣告示第五百三十三號
 賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ土木建築業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金及最高賃金を左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 附 則
 昭和十五年十月四日鳥取縣告示第七百七十一號ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス
 昭和十七年三月三十一日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一最低賃金
 一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同シ)ガ三月四月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間十一月十二月一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル土木建築業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金額左ノ如

1 男子勞務者	年齡階級別	最低賃金
	滿二十歲未滿	圓 五 〇
	滿二十歲以上	圓 一 五
2 女子勞務者	年齡階級別	最低賃金
	滿二十歲未滿	圓 四 〇
	滿二十歲以上	圓 六 〇

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

第二 最高賃金及標準賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同シ)ガ三月四月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間十一月十二月一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル土木建築業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

職種別	賃金額	最高賃金額	標準賃金額
1 男子勞務者			

大	工	三圓〇〇	二圓五〇
左官	官	三〇〇	二六〇
左官材料	工	二五〇	二二〇
左官材料	職	二八〇	二二〇
鐵筋	工	三〇〇	二四〇
鐵治	工	三五〇	二八〇
煉瓦及タイル	工	三一〇	二六〇
小割石	工	三三〇	二七〇
石磨	工	三二〇	二五〇
積石	工	三六〇	二八〇
石仲仕	工	二九〇	二三〇
瓦葺工	工	三一〇	二六〇
瓦葺工及木羽葺工	工	三〇〇	二五〇
鍬力	工	三〇〇	二五〇
塗裝	工	三〇〇	二五〇
運轉	工	二八〇	二二〇
防水土	工	三三〇	二六〇
防道坑	夫	二九〇	二三〇
斧夫	夫	三〇〇	二三〇

進	夫	三〇〇	一三〇
補	工	二四〇	一九〇
壘	工	二八〇	二二〇
建	工	二八〇	二二〇
造	工	二九〇	二三〇
植	工	二六〇	二二〇
表	師	二八〇	二二〇
火	工	三三〇	二七〇
砂	工	三〇〇	二三〇
土	工	二五〇	二二〇
部	夫	二五〇	二二〇
普	夫	二二〇	一九〇
桶	職	三一〇	二六〇
井	工	三八〇	二七〇
其	他ノ勞務者	二三〇	一九〇

備考 土工ト稱スルハ土木業ノ作業ニ從事シタル前歴三年以上ノモノニシテ且所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノトス

2 女子勞務者

女子勞務者ノ最高賃金額ハ男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相

當スル額

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割二分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四拾五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

四 頭梁組頭及小頭ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ二割ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

五 雇傭主ノ都合ニ依リ本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル高キ地域ニヨリ出張シ作業ヲ爲スモノニ付テハ其ノ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額ト看做ス

六 本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル地域ニ跨ル工事ニ就業スル者ニ付テハ其ノ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額ト看做ス

七 雇傭主ノ都合ニ依リ居住地ヲ離レテ就業スル者ニ付テハ豫メ事業場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル金額ニ交通費又ハ宿泊費ニ相當スル實費ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

八 四大節當日ニ於ケル作業ニ付テノ最高賃金額ハ其ノ最高賃

金額ニ第一號乃至第六號ニ依リ算出シタル賃金額ノ一割ニ相當スル額及前號ノ給與ヲ加算シタル額トス

九 軍事關係事業ニ從事スル勞務者ニ付テハ豫メ事業場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第六號及第八號第九號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ第七號ノ給與ヲ加算シタル額トス

請負賃金制ニ依ル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニ依ルコト、シ毎月ノ働稼日毎ニ前項ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十一 徒弟十八歳未滿ノ者又ハ經驗三年未滿ノ者ノ最高賃金額ハ第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ依リ算出シタル賃金額ノ八割ニ相當スル額ニ第七號ノ給與ヲ加算シタル額トス

◇鳥取縣告示第百五十四號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ海上ニ於ケル貨物取扱勞務者(沖仲仕)及波止場岸壁河川沿岸ニ於ケル貨物ノ取扱勞務者(陸仲仕沿岸仲仕)常備日傭(含ム)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 最低賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月四月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十

一時間十一月十二月一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上ニ於ケル貨物取扱勞務者(沖仲仕)及波止場岸壁河川沿岸ニ於ケル貨物ノ取扱勞務者(陸仲仕)沿岸仲仕(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金額左ノ如シ

1 男子勞務者

年齢階級別	最低賃金
滿二十歳未滿	圓 五〇
滿二十歳以上	圓 一五

2 女子勞務者

年齢階級別	最低賃金
滿二十歳未滿	圓 四〇
滿二十歳以上	圓 六〇

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス但シ錢位未滿ハ四拾五入スルモノトス

第二 最高賃金及標準賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月四月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間十一月十二月一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上ニ於ケル貨物取扱勞務者(沖仲仕)及波止場岸壁河川沿岸ニ於ケル貨物取扱勞務者(陸仲仕沿岸仲仕)常備日傭ヲ含ムノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1 男子勞務者
第一表 (定額給制ニ依ル場合)

級別	賃金別	最高賃金	標準賃金
第一級	四圓二〇	三圓〇〇	三圓〇〇
第二級	三圓五〇	二圓五〇	二圓五〇

第二表 (請負給制ニ依ル場合)

級別	賃金別	最高賃金	標準賃金
第一級	四圓〇〇	三圓〇〇	三圓〇〇
第二級	三圓二〇	二圓五〇	二圓五〇

2 女子勞務者
女子勞務者ノ最高賃金ハ男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額

3 第一項ノ第一級ノ境港第二級ノ其ノ他ノ地域ニ適用スルモノトス

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割二分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

四 左ノ特殊品扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依ル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

特	殊	品	名	割	増	率
石炭	燐礦石	粘土	石膏	岩塩	一	割
撒塩	撒碱	安	硝石	曹達	灰	ビツ
チコ	コ	ス	ス	ス	ス	ス
礦石						

殊	品	扱	割	増	率
セメント	生牛皮	黒鉛	オイ	ル	コ
1ク	揮發油	爆發物	鐵	板	鐵
鐵鋼	鋼塊	鐵板	鐵	力	板
油	凍物	藍魚	生	魚	樽
皮	生石灰	無煙炭	板	絨	紙
晒粉			洋	紙	
離スベ	カラザル	一個	二	十	四
重量物			貫	以	上
			一	割	五
			分		

特殊	作	業	別	割	増	率
荒天時	ノ	強行	荷役	一	割	五
				分		

前項ノ特殊作業ニ依ル割増ハ豫メ事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル
前項ノ特殊品扱及特殊作業ニ依ル割増ハ重複支給スルコトヲ得ズ

五 常備勞務者ニ對スル最高賃金ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依ル割増ヲ加算シタルモノトス

- 世 話 役 (荷役責任者) 五 割
- 世 話 役 補助者 二 割

六 四大節當日ニ於ケル作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタル額ヲ前各號ニ依リ算出シタル合計額ニ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額

トス

七 軍用船舶ノ作業ニ從事スル勞務者ニ付テハ豫メ事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

八 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ加算シタル額トス

九 請負給制ニ依ル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニ依ルコト、シ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

九 十八歳未滿ノ者ノ最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ノ八割ニ相當スル額トス

鳥取縣告示第百五十五號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ陸上ニ於ケル一般貨物ノ取扱勞務者(常備ヲ除ク)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

第一 最低賃金 鳥取縣知事 土 肥 米 之

一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)十時間ノ

場合ニ於ケル陸上ニ於ケル一般貨物ノ取扱勞務者(常備ヲ除ク)ノ最低賃金額左ノ如シ

1 男子勞務者

年齢階級別	最低賃金
滿二十歳未満	圓五〇
滿二十歳以上	圓一五

2 女子勞務者

年齢階級別	最低賃金
滿二十歳未満	圓四〇
滿二十歳以上	圓六〇

二 一日ノ就業時間十時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

第二 最高賃金及標準賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)十時間ノ場合ニ於ケル陸上ニ於ケル一般貨物ノ取扱勞務者(常備ヲ除ク)ノ最高賃金額左ノ如シ

階級及賃金別	最高標準最高標準最高標準最高標準			
	一級	二級	三級	四級
職種別	最高標準	最高標準	最高標準	最高標準
貨物自動車(小型自動車ヲ含ム)運轉者	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
同 助 手	圓一〇〇	圓一〇〇	圓一〇〇	圓一〇〇
貨物自動車上乗作業員	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
貨物積卸作業員	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
運 搬	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
荷車現(車無)	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
リヤカー(車持)	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
リヤカー(車無)	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇
護膜輪荷牛馬現	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
荷牛馬車(車無)	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
金輪荷牛馬車現	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
荷牛馬車(車無)	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
金輪荷牛馬車現	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
荷牛馬車(車無)	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
護膜輪荷牛馬現	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
荷牛馬車(車無)	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇	圓三〇〇
其ノ他ノ勞務者	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇	圓二〇〇

2 女子勞務者

女子勞務者ノ最高賃金ハ男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額

3 前各項ノ等級標準左ノ如シ

職 種 別	等 級	標 準
-------	-----	-----

貨物自動車	一級免許取得後滿五年以上經驗ヲ有スルモノ
運 轉 者	二級免許取得後滿三年以上經驗ヲ有スルモノ
貨物自動車	三級免許取得後滿一年以上經驗ヲ有スルモノ
運 轉 助 手	四級免許取得後滿一年以上經驗ヲ有スルモノ
貨物自動車上乗	一級滿十八歳以上ノモノ
貨物積卸作業員	二級滿十八歳未滿ノモノ
荷牛馬車現	二級滿十八歳未滿ノモノ

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ賃金額ノ一割二分ニ相當スル額一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル(額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

四 左ノ特殊品扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依ル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ

最高賃金額トス

特 殊 品 名	割 増 率
石炭 燐礦石 鑛石 粘土 石膏 岩鹽 撒鹽	一 割
撒硫安 硝石 曹達灰 ビツチコークス	一 割
セメント 生牛皮 黑鉛 オイルコークス	一 割五分
揮發油 爆發物 銑鐵屑 鋼材 鋼塊 鐵板 鋸力板 樽入油 瀝油 冷凍物 鹽魚 生魚 藍皮 有毒鑛石 パルプ	一 割五分
板紙 洋紙 晒粉 生石灰 無煙灰	一 割五分
分攤スベカラザル一個二十四貫以上ノ重量貨物	一 割五分

荒天時ノ強行荷役

前項ノ特殊作業ニ依ル割増ハ豫メ事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

前各項ノ特殊品扱及特殊作業ニ依ル割増ハ重複支給スルコトヲ得ズ

五 四大節當日ニ於ケル作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

六 軍事關係事業ニ従事スル勞務者ニ付テハ豫メ事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ

其ノ最高賃金額トス

七 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ加算シタル額トス

鳥取縣告示第五百十六號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ農業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 最低賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル農業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金左ノ如シ
1 男子勞務者及女子勞務者

男女別	年 齡 階 級 別	最低賃金
男	滿二十歲以上	一 一 五
女	滿二十歲未滿	四 〇

滿二十歲以上

六 〇

二 一日ノ就業時間ガ前項ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最低賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五人スルモノトス

第二 最高賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル農業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ
1 男子勞務者及女子勞務者

作業別	職 種 別	最高賃金額		標準賃金額		許容額
		男	女	男	女	
水田耕耘整地作業	男	圓 一 九 〇	圓 一 七 〇	圓 一 三 〇	圓 一 一 〇	圓 五 〇
	女	圓 一 五 〇	圓 一 三 〇	圓 一 一 〇	圓 九 〇	圓 三 〇
田 植 作 業	男	圓 二 〇 〇	圓 一 八 〇	圓 一 五 〇	圓 一 三 〇	圓 五 〇
	女	圓 二 〇 〇	圓 一 八 〇	圓 一 五 〇	圓 一 三 〇	圓 二 〇
水田除草施肥管理作	男	圓 一 八 〇	圓 一 六 〇	圓 一 四 〇	圓 一 二 〇	圓 五 〇
	女	圓 一 八 〇	圓 一 六 〇	圓 一 四 〇	圓 一 二 〇	圓 五 〇

一 般 作 業	業 作 園 樹 果						業 作 蠶 養						業 作 麥 麥						業	
	荷 造 作 業		果 樹 收 穫 作 業		果 樹 袋 掛 作 業		摘 桑 一 作 業		繭 蠶 作 業		養 蠶 飼 育 作 業		耕 耘 整 地 麥 蒔 作 業		麥 收 穫 調 整 作 業		稻 收 穫 調 整 作 業		男	女
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一八〇	一五〇	二〇〇	一五〇	一九〇	一三〇	一五〇	一四〇	一八〇	一四〇	一五〇	二〇〇	一五〇	一八〇	一七〇	一七〇	一四〇	一八〇	一四〇	一八〇	一四〇
一六〇	一三〇	一八〇	一三〇	一七〇	一二〇	一三〇	一二〇	一六〇	一二〇	一三〇	一八〇	一三〇	一六〇	一五〇	一五〇	一二〇	一六〇	一二〇	一六〇	一二〇
四〇	三〇	三〇	二〇	一〇	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一〇	五〇	七〇	一〇	六〇	七〇	三〇	三〇	三〇	三〇

女 一三〇 一三〇 一三〇

2 特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ前項ニ定ムル最高賃金額ノ前項ノ許容額ヲ加算シタル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割二分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五人スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
四 特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依リ割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

特 殊 作 業	割 増 率
牛馬使用作業	三 割

自動耕耘機 操縱作業	三	割
果樹鐵線柵架作業	三	割
果樹剪定作業	三	割

五 農繁期及四大節當日ニ於ケル作業ニ付テハ第一號乃至第三號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノニ左ノ給與ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

六 鳥取縣農會輪流ニ係ル集團移動労働班員タル勞務者ニ對シテハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノニ左ノ給與ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

實物給與品名	數	量
食 事	一日ニ付	三 食

七 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ三割ニ相當スル額ヲ加算シタル額トス
請負賃金制ニ依ル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニ依ルコトトシ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ合

計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
八 牛馬又ハ農業用機械器具持ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第六號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ價格等統制令ニ基ク牛馬又ハ農業用機械器具ノ公定賃賃料(公定ナキ場合ハ地方ノ慣行ニ依ル賃賃料)ヲ各加算シタル額トス
九 左ノ作業ニ付テハ左ノ請負單價及賃金算定方法ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ最高賃金額及最低賃金額トス

第一表 (縣下一圓)

作業別	職 種	別	單位數量	最高	最低	摘要
作 稻	田 植	一 反	三 圓	三 五 〇	二 五 〇	
作 麥	苗 取	一 把	〇 三	〇 三	〇 二	
果 樹 園 業	果 樹 袋 掛	壹 千 枚	一 〇 〇	一 〇 〇	七 〇	
養 蠶	摘 桑 (春)	同	同	〇 八	〇 七 大	葉

第二表 (因幡部一圓)

作業名	職 種	別	單位數量	最高	最低	摘要
作 稻	水 田 整 地	一 反	八 圓	〇 〇	七 圓	〇 〇 牛 付
作 麥	代 播	一 反	一 〇 〇	一 〇 〇	八 〇	牛 付
業 作	同 (夏)	同	一 三	一 〇	〇 九 上 繭 ノ ミ	同
業 作	同 (夏)	同	〇 八	〇 七 小	〇 七 小	葉

第三表 (伯耆部一圓)

作業別	職 種	別	單位數量	最高	最低	摘要
作 稻	水 田 整 地	一 反	一 〇 〇	一 〇 〇	〇 〇	牛 付
作 麥	稻 脫 穀	一 把	〇 壹	〇 三	〇 三	

作業別	職 種	別	單位數量	最高	最低	摘要
作 稻	水 田 整 地	一 反	一 〇 〇	一 〇 〇	〇 〇	牛 付
作 麥	稻 脫 穀	一 把	〇 壹	〇 三	〇 三	

2 賃金算定方法

代 播	一 反	一 三 〇	一 一 〇	牛 付
麥 脫 穀	一 俵	六 〇	五 〇	

鳥取縣告示第百五十七號
賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ林業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一最低賃金
一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同シ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金額左ノ如シ
1 男子勞務者

年 齡	階 級	別	最 低	賃 金
滿 二十 歲 未 滿			圓	五 〇
滿 二十 歲 以 上			一	一 五

2 女子勞務者

年齡階級別	最低賃金
滿二十歲未滿	四〇
滿二十歲以上	六〇

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最低賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス

三 牛馬持ノ場合ニ於ケル最低賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最低賃金額ニ就業一時間毎ニ一頭(飼料持)ニ付左ノ額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタル額トス

最低賃金 三五

第二最高賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業勞務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額ノ如シ

1 男子勞務者

作業別	職種別	賃金額	
		最高賃金	標準賃金
伐木及造材	下刈	二四〇	一四〇
集材及軌道運材	木馬曳	三三〇	二七〇
牛馬地曳	木馬曳	四〇〇	三三〇
纜引	伐流	三三〇	二七〇
管流	製炭	二八〇	二二〇
木挽	製木	三三〇	二六〇
製材	製材	二四〇	一四〇
鋸目立	撰別	三〇〇	二五〇
松脂採取	松脂採取	二二〇	一八〇

副産物作業

種別	二	二〇	一	八〇
漆採取	二	八〇	二	八〇
種子採取	三	八〇	三	一〇
阿部楨樹皮採取	二	八〇	二	四〇
挿穂採取	二	八〇	二	四〇
黃蘗採取	二	八〇	二	四〇

2 女子勞務者

女子勞務者ノ最高賃金額ハ男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額トス

二 一日ノ就業時間カ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割二分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ就業時間ガ第一號ニ定ムル就業ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ滿タザル場合

ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

四 左ノ特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依リ割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

特殊作業別	割増率
泊リ掛作業	二割
荒天時作業	二割
非常勤務作業	二割

前項ノ特殊作業ノ内荒天時作業及非常勤務作業ノ割増ハ豫メ事業場管轄警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限ル

前各項ノ割増ハ重複支給スルコトヲ得ズ

五 牛馬持ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ就業一時間毎ニ一頭(飼料持)ニ付左ノ額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタル額トス

最高標準別	賃金
最高	四四五
標準	四〇〇

六 四大節當日ニ於ケル作業ニ付テハ前號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ一割ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
 七 軍事關係事業ニ従事スル勞務者ニ付テハ豫メ事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
 八 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ加算シタル額トス
 シ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

◆鳥取縣告示第百五十八號

賃金統制令第二十六條第一項ノ規定ニ依リ左ノ協定賃金ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

縣告示年月日	縣告示番號	適用地域	適用事業	申請者
昭和十五年四月九日	鳥取縣告示第百三十三號	鳥取縣農業畜養蠶業	鳥取縣農會	
昭和十五年五月五日	同第三二四號	鳥取縣林業	鳥取縣山林會	

◆鳥取縣告示第百五十九號

鳥取縣木工指導所規程左ノ通り定ム

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十五年七月二日	同第四八九號	鳥取市製材業	吉田長六
昭和十五年八月九日	同第六二四號	岩美郡製材業	菅谷梅次郎
昭和十五年八月二日	同第六六八號	氣高郡製材業	中田周吉
昭和十五年九月十日	同第七〇四號	八頭郡製材業	中尾三九郎
昭和十五年九月十日	同第七〇五號	日野郡製材業	外六十三名
昭和十六年五月二日	同第四二七號	鳥取縣農業畜養蠶業鳥取縣農會	入澤十六名
昭和十六年五月二日	同第四二七號	鳥取縣農業畜養蠶業外二團體	外十六名
昭和十六年九月五日	同第七〇九號	鳥取縣土木建築業鳥取縣土木建築業組合	鳥取縣土木建築業組合

鳥取縣木工指導所規程

第一條 本所ハ縣下木工業ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 一 木工業ニ關スル綜合企畫並運管指導
- 二 木工關係材料、機械器具並製作技術ニ關スル試験、研究、調査並指導
- 三 木工關係商品ノ試作並見本展示及配布

- 四 木工關係輸出品、代用品等ノ企畫並指導
- 五 木工關係商品ニ關スル意匠、圖案ノ調製並指導
- 六 木工關係商品又ハ材料ノ斡旋並配給指導
- 七 傳習生並研究生ノ養成

第二條 本所ハ鳥取市ニ置ク
 第三條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所 長
 技 師
 主 事 補
 技 手 補
 技 手
 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附 則
 本規程ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百六十號

昭和五年四月鳥取縣告示第九十六號鳥取縣商工獎勵館ノ位置中左ノ通り改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百六十一號

昭和五年四月鳥取縣告示第九十五號鳥取縣商工獎勵館規程中左ノ通り改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 同 陳列部、木工部 鳥取市西町八十九番地
 同 醸造部、製紙部 鳥取市西町三百七十三番地ノ三トアルヲ
 同 醸造部、製紙部、化學部 鳥取市西町八十九番地
 同 製紙部分場 氣高郡寶木村大字寶木九百五番地ト改正ス
- 第一條中第二號及第八號ヲ削除、第四號ヲ第三號ニ第五號ヲ第四號ニ改メ
 第六號ヲ「五商取引並工業用資材ニ關スル調査紹介斡旋」ト改メ左ノ號ヲ加フ
 「六、規格整備ニ關スル指導及監督」
 同條中第七號ヲ「講習講話實地指導並傳習」ト改ム

◆鳥取縣告示第百六十二號

昭和十七年三月十九日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱 上小鴨村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 東伯郡上小鴨村大字上古川二八ノ一 番地
- 三 組合ノ地區 東伯郡上小鴨村

鳥取縣告示第百六十三號

左記ノ通告有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡日置村大字山根四四〇 棚 田 義 雄
- 一 埋立ノ場所 氣高郡日置村大字小畑、河原、山根、早牛地 先日置川廢川敷公有水面
- 一 埋立ノ面積 一町二反九畝十五歩
- 一 埋立ノ目的 田及畑造成
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ二十日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ昭和十八年六月三十日迄ニ竣功

鳥取縣告示第百六十四號

昭和十七年三月二十四日農林省告示第七十三號ニ依リ農業生産申告規則第一條第一項及附則第二項ニ依ル申告期限左ノ通り延期ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年ニ限リ四月二十日迄トス

鳥取縣告示第百六十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スルモノニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱及地區 (イ) 名 稱 東亞特種耐久防水紙加工組合 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格 地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者
- 三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品 種	規 格	目方單位	製造業者卸賣業者小賣業者 最高販賣價格	最高販賣價格	最高販賣價格
大人用紙製 防寒テヨツ キ	身丈、三、五尺 身巾、三、五尺	圓、七、七	圓、八、三	圓、一、〇	圓、一、〇

大人用紙製 網入防寒テ ヨツキ	子供用紙製 網入防寒テ ヨツキ	大人用紙製 防寒テヨツ キ(緑ニテ イプヲ使用 セザルモノ トス)
身丈、三、五尺 身巾、三、五尺	身丈、一、九尺 身巾、一、九尺	身丈、二、三、五尺 身巾、二、三、五尺
同 〇、八四	同 〇、六一	同 〇、六九
、九二、〇九	、六六	、七五
	、七九	、九〇

- 一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 二 本表製品ノ使用原紙ハ昭和十六年十一月二十七日商工省告示第千四十一號仙貨紙一號品ヲ使用セルモノトス
- (ロ) 實施ノ日 昭和十七年三月三十一日
- 四 認可ニ附シタル條件

鳥取縣告示第百六十六號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通告改正ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二十五條中「昭和十七年三月三十一日」トアルヲ「昭和十九年三月三十一日」ニ改ム

彙 報

國民徵用扶助に就て

時局進展は徵用を増加せん 後顧の憂なく總動員業務へ

(社 會 課)

大東亞戰と徵用

我が未曾有の大東亞戰爭は、皇軍の赫々たる大戦果により、開戦僅かに三ヶ月にして 東亞に於ける米英蘭積年侵略の地を席巻し、共榮圏の建設も實に目覺しい勢を以て進展してゐるのであるが、彼等がこの緒戦の敗戦によつてこの儘引つ込んでしまひ、近き將來に平和が恢復するであらうなどと考へる者があつたら、それこそ認識不足の甚しいものといはねばならぬ。

米英はその緒戦に於てこれ程の大敗を喫しようとはもとより思つてはゐなかつたであらうが、いづれは大平洋上の既有諸領地を或る程度日本に奪はれるであらうことは覺悟してゐたものゝやうであり、彼等としてはその老大な經濟力を動員してゆつくり日本

を締めて弱らせるのだといふやうなことを、開戦前既にいつてゐた者もあるやうである。たゞ、これまでの戦があまりにみじめな敗戦である爲、彼等が甚しく悲觀してゐることはもとよりであらうが、必ずや彼等もその経済力にものをいはせ、所謂卷土重來の勢をなして反攻の態勢を執るであらうことは吾々のしつかり覺悟して居らねばならない處である。

とすると、この大戦が當然非常な長期戦となるべきことは洵に火を賭るよりも瞭かであつて、吾々國民はこの大戦果に歡喜して無量の感謝を捧ぐると共に、今後に来るべき長期戦に於て決してびくともしないやう斷乎たる覺悟と萬全の方策を有することが絶對必要なのである。武力による戦は忠勇果敢なる吾が皇軍にまかせて安心してよいのであるが、經濟戦こそは銃後國民の双肩にかゝる絶對責任なのである。

ついでにはこの長期決戦に於て、軍備の擴充による軍需産業並に生産力擴充産業の増々強化さるべきことは想像に難くなく、従つし應召軍人の出動と共に種々の産業への勞務の需要も益々増加すべく、これと共に、これが充足の爲には國民各自の自由意志にまかせて置いては到底完全な調整が不可能であることは明らかである。よつて政府は疊に國民徵用令を公布し、既に多數の人々がこの徵用に應じて國家の重要産業に御奉公してゐることは衆知の通

りであるが、この被徵用者は大東亞戰爭の進展と共にいよゝ激増を見るべきことは蓋し當然といはねばならぬ。然るにこの徵用に應じた人達の家庭の中には、この被徵用者が出て行つた爲に家族の生活の困難を來すやうな場合もあるであらうし、又被徵用者の業務上の傷痍疾病等の爲、又は死亡した場合等に於て本人或は家族遺族の生活を危険に陥れるやうな場合も生ずるわけであるから、政府はこれ等被徵用者に後顧の憂なからしめ、安んじて總動員業務に精勵せしめる爲、國民徵用扶助規則(昭和十六年十二月二十二日厚生省令第六十八號)を公布し、本年一月一日より施行してこれらの人々に對する扶助の途を講ずることとなつたのである。

◆ 國民徵用扶助規則の概要

國民徵用令はその第十九條の三に於て、被徵用者が徵用せられてその家族と世帯を異にするに至つた場合、及び被徵用者が故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上傷病を受け若は疾病に罹り、これが爲徵用を解除された場合、或は同様の理由に因り死亡した場合に於て、本人又は家族或は遺族が生活すること困難なときは、これに對して扶助を爲し得ることとなつてゐるのであるが、扶助規則に於てはこの家族或は遺族を

1 被徵用者、その配偶者(事實上の配偶者を含む)又は子に

してこれと同一の家に於ける者、但し養子は家督相續人に限る

2 被徵用者により扶養を受くべき者であつて引續き同一の家又は同一の世帯にある者

と定められて居り、扶助の種類は生活扶助、醫療、助産、生業扶助、及び埋葬費となつてゐる。この扶助は、その扶助を受けんとする者、又は市町村長若はこれに準ずべきものの申請により地方長官が行ふのであるが、地方長官が必要ありと認めるときは、その申請のない場合でもこれを行ふことが出来るのである。

しかし被徵用者又は被徵用者たりし者が、六年以上の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた場合に於ては、其の者並に其の家族及び遺族に對して扶助をなさず、六年未満である場合には其の刑の執行を終り、又は執行を受けることなきに至る迄の間はその者並に其の家族遺族に對する扶助を停止される。又被徵用者の家族又は遺族が六年以上の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた場合は其の者に對して扶助をなさず、六年未満の場合には其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至るまでの間扶助を停止されることは前と同様である。又被徵用者が逃亡したり、怠惰又は素行不良であるとか、家族又は遺族が怠惰・素行不良である場合に於ては扶助の停止減額等をさせることになつてゐる。但し、扶助を拒

まれた者又は廢止若は停止せられた者は、六十日以内に地方長官を經由して厚生大臣に審査を依頼し得ることになつてゐる。尙これらの扶助については、管理工場又は指定工場の事業主は被徵用者にして當該工場に使用せられたる者又は其の家族若は遺族に對して爲された扶助に要した費用を國庫に納入すべきことを命ぜられてゐる。

◆ 本縣の施行細則概要

本縣では右施行規則に伴ひ本年一月三十日附鳥取縣令第十八號を以て國民徵用扶助規則施行細則を公布し、所要諸書式並に本縣に於ける扶助の限度等を規定したのであるが、今その扶助限度を記すと次の如くである。

一 生活 扶助

居宅・收容扶助共

鳥取市 (一人一日)	四	二	錢
米子市 (同)	四	〇	
町村 (同)	三	五	

但し當分の内、生活扶助の爲支出する費用は右の規定に拘らず、左の限度に依ることを得る。

居宅・收容扶助共

鳥取市 (一人一日) 五〇錢

米子市 (同) 四八
町 村 (同) 四三

二 醫療

診察料 無料 但し往診料は往復一里に付き四十錢
藥品料 一人一日 二十錢 但し處方箋に依り藥劑師に就く場合は一劑六錢

處置料 一人一回 二十錢
手術料 一人一回 二圓 但し齒科手術は四十錢
検査料 一人一回 三十錢
注射料 一人一回 五十錢
文書料 無料

收容扶助 以上の區分に依らざる場合一人一回七十錢

入院料 (生活扶助及醫料費を含む)
一人一日 一圓四十錢

醫療の爲支出する費用にして前項の規定に依り難きものは實費

三 助 産 收容扶助の場合に於ては助産の爲支出する費用は一人一日一

圓二十錢
助産の爲支出する費用にして前項の規定に依り難きものは實費

四 生業扶助

資金器具資料の給與若は貸與の場合一世帯に付百圓
生業に必要な技能を授くる場合

居宅扶助 一人一日 十五錢
收容扶助 一人一日 六十錢

生業扶助の爲支出する費用にして前項の規定に依り難きものについては實費

◆ 本縣の運営方針概要

この國民徵用令に基く扶助の事務は、徵用令の規定に依つて町村長をして補助せしめ、概ね軍事扶助法に準じ實施して、被徵用者をして後顧の憂なからしめ、安心して總動員業務に精勵せしめると共に、應召軍人と同じ感激と責任を以て應徵せしめて徵用の圓滑を期せんとしてゐるのであるが、しかし被徵用者は賃金・給料を受け、且又新に徵用せられた者の給與に關しては勞働條件生活事情等を考慮して従前の收入と甚しい懸隔のないやう、必要に應じては相當額の補助をなすやう指導されてゐるので、この點軍事扶助とは趣を異にする處があるわけである。従つて扶助の決

定に當つては被徵用者の支給を受ける給與、又は被徵用者若は被徵用者たりし者及び扶助を受けんとする者の健康保健法・工場法・労働者災害扶助法等の規定に依り受ける保險給付、扶助料其の他これに準ずべきもの、及びその所得等を調査して扶助の程度を決定すると共に、扶助を受ける者の勞働力、家庭の事情等を考慮し扶助の種類方法等の適正を期せられる筈である。
又、被徵用者の家族で軍事扶助法により扶助を受け得る者については同法によつて扶助を行ひ、この規則を適用せず、且つ本扶助は貧困者の救護とは性質を異にするのであるから、この規則に該當する者はこれを適用して救護法等は適用しないことになつてゐる。

兵器献納資源回收 運動釀出金報告

金額	町村名
一金拾六圓	岩美郡本庄村
一金拾八圓	氣高郡鹿野町
一金六拾壹圓貳拾錢	岩美郡倉田村
一金五圓五拾五錢	西伯郡大山村
一金參拾九圓九拾五錢	東伯郡旭村

一金拾圓四拾錢	岩美郡小田村
一金拾貳圓七拾參錢	八頭郡大村
一金八拾五圓八拾壹錢	東伯郡大誠村
一金四圓拾參錢	西伯郡名和村
一金四拾九圓四拾五錢	東伯郡倉吉町
一金拾六圓貳拾壹錢	東伯郡倉人村
一金貳拾七圓四拾九錢	氣高郡神戸村

◎ 行旅死亡人

- 一 發見年月日 昭和十六年九月十四日
- 一 住所氏名職業 不詳
- 一 推定年齢 五十歳
- 一 遺留品 着衣并型單衣ニ白夏莫大小尙所持金 (折疊式布懷中) 拾貳圓九拾七錢及地下足袋十文三ノモノバナマ帽子一個
- 一 取扱事項 山口縣豊浦郡豊西村地先二十米ノ海上漂流セル死体ヲ發見檢視人到着迄番人一名ヲ付ス同日午後三時檢視同日午後五時假埋葬ニ付ス
- 一 取扱者 山口縣豊浦郡豊西村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍地、現住所、氏名 不詳ノ女
 - 二 人 相 推定年齢三十七八歳位体格大身長四尺七寸位
顔丸ク胴体太シ
 - 三 着 衣、ナシ
 - 四 取扱事項 昭和十六年十月四日山口縣熊毛郡上關村入島海岸ニ漂着シ檢視ノ上假埋葬ニ付ス
 - 五 遺留品 ナシ
 - 六 取扱者 山口縣熊毛郡上關村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 死亡人ノ住所、族稱職業氏名年齢不詳
推定 五十年位ノ男
- 二 取扱事項 昭和十六年十月八日徳山市内字舞車東川大成寺橋下ニ於テ死亡シアルヲ發見シタルニ付警察醫並ニ係官ノ檢死ヲ受ケ他ニ引取人ナキヲ以テ假埋葬ニ附シ置キタル
- 三 死亡ヲ通知シタル年月日 住所氏名年齢不詳ニ付心當リナ

ク依ツテ官報ニ公告ヲナス

- 四 死亡人ノ所持物件ノ有無 小型トランク一個(破損シタルモノ)在中品、古布切、屑ゴム、ペンチ二個
 - 五 取扱者 徳山市長
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍地 不詳
 - 一 性別 女
 - 一 年齢 推定二十四、五歳
 - 一 人相 丈五尺肥満ニシテ顔平ク女中風
 - 一 着衣 銘仙空草模様の羽織、銘仙黒地ニ茶ノ矢絰ノ袴、人絹花模様の帯
 - 一 所持品 小囊口一、現金拾八圓五拾八錢也
- 本年十一月六日山口縣大津郡何津具村俵島沖合漂流中ノ死体發見翌十一月七日前六時本村浦共同墓地ニ於テ假埋葬ニ付ス
- 一、取扱者 山口縣豊浦郡阿川村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年三月三十一日印刷
昭和十七年三月三十一日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所